東京都担当確認年月日令和元年6月27日東京都作業部会確認年月日令和元年6月28日(契約変更日に伴う再確認日令和2年12月11日)

事業名 東京 2020 大会ラボラトリー警備業務等の発注

案件名 同上

末11/4 内上					
確認の視点		東京都の見解	備考		
経費の負担が平成 29 年5月31日の合意の 考え方に基づくもの であること		本件は、東京 2020 大会期間中のドーピング検査における検体分析を行う大会専用分析施設(東京 2020 大会ラボラトリー)のセキュリティ確保の為の調達であり、大会専用分析施設はパラリンピックにおける検体分析も実施する。 このため、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費を都、国、組織委員会で負担する事項である。 (令和 2 年 12 月 11 日 契約変更に伴う追記)なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは現時点で未定である。			
事業の執行に当たり、 大会運営を担う組織 委員会が一括して執 行した方が効率的、効 果的であること		東京 2020 大会ラボラトリーの運営は組織委員会が実施していることから、運営に必要なセキュリティ対策についても一括して執行することが効率的かつ効果的といえる。			
経がなな(単納もて等妥あの性、機率模がなな(単の中と)。正かはというでででででででででいる。 はいい はい	必要性	IOC、IPC 及び WADA の要件に沿うドーピング分析施設の構築は大会運営に不可欠な事業である。本件は施設運営の一部として必要なセキュリティ確保の為の警備業務等の調達であることを確認した。(令和2年12月11日 契約変更に伴う追記)今回の契約変更は、大会ラボラトリーの警備業務について契約期間を延長するものである。今回の契約変更は、延長後の期間も準備業務を継続して実施するため、現時点で手続きを進める必要がある。常駐警備については、警備ポスト数を削減しており、セキュリティカメラ及び生体認証装置については、必要			
	効 率 性	数について十分に精査した上で調達を行うことを確認した。 (令和2年12月11日 契約変更に伴う追記) 今回の契約変更に当たっては、機械・常駐警備体制を 見直し、生体認証システムの保守委託業務を一時停止する等、経費削減に努めていることを確認した。			

		価格の妥当性については、契約実績等と照らし、比較検討	
		の上価格を計上していることを確認した。	
		生体認証システムの方式については、他の認証方式と	
	納	価格面及び機能面で比較して決定していることを確認し	
	得性	た。また、持続可能性の観点からリースについても検討	
		し最適な手法を選択することを確認した。	
		(令和2年12月11日 契約変更に伴う追記)	
		今回の延期に伴い発生する費用は、当初契約の単価や	
		一般市場価格と比較して妥当である事を確認した。	
		本件は、パラリンピック実施に当たり必要な事業であ	
		り、公費負担の対象として適切といえる。	
		現時点では大会経費の都の枠内であることを確認でき	
		ないため、経費は組織委員会負担とする。	
		今後発生するネットワーク構築や復旧工事等、アン	
		チ・ドーピングラボラトリー構築に係る経費全体が、V3	
その他経費の内容等 が公費負担の対象として適切なものであること	一家垒	予算の金額を超過しないことはもとより、一層の経費削	
	減を図ること。		
	(令和2年3月13日確認)		
	/ (\alpha)	大会経費の都の枠内であることは確認したが、全体経	
		費についても引き続き縮減に努めること。	
		(令和2年12月11日 契約変更に伴う追記)	
		延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可	
		能な限りの効率化、精査を図ること。	
		また、延期に伴う追加経費については、現時点におい	
		ては、その取扱が未定であるため当面においては、組織	
	季昌今の負担とする		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。